平成２５年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目１番14号
破産者　株式会社因幡水道
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２１号
最後の住所鳥取県鳥取市桜谷177番地８
破産者　被相続人伊賀奈優の相続財産
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１３０号
東京都千代田区飯田橋１丁目３番７号
破産者　中小企業管理機構株式会社
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００００号
東京都練馬区豊玉北６―２―１―2203、住民票上の住所東京都練馬区練馬３丁目19―２―203
破産者　三浦　貴嗣
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４９９号
東京都中央区日本橋本町１丁目８番12号　ラベール三越前503号室、商業登記簿上の本店所在地茨城県稲敷市伊佐部1450番地
破産者　株式会社利根ゴルフ倶楽部
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２０４号
千葉県八千代市村上1891―58
破産者　市原　保雄
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５００号
東京都板橋区舟渡１丁目12―１―401
破産者　島田登代子
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７号
東京都町田市木曽東１丁目７番19号
破産者　株式会社芳賀建設
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４２号
鳥取県鳥取市商栄町167番地
破産者　有限会社プロ・ユース
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６号
香川県高松市春日町1729番地１
破産者　株式会社デザイン国
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９４０号
福岡県春日市惣利１丁目18番地アルペンローゼマンション501号
破産者　福岡　健二
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９７号
福岡市中央区港２丁目12―16―402、住民票上の住所福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目137番地　ルミエール98―305号
破産者　やきとりいっせいこと　橋本　誠一
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６３号
徳島県名西郡石井町石井字石井1337―１　パルレナカムラ101号室、旧住所徳島県板野郡上板町七條字中井手39番地８
破産者　豊山　和司
1　決定年月日　平成26年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４２号
岩手県紫波郡紫波町日詰字中新田236番地11
破産者　新里　　剛
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３６７号
東京都足立区東和５丁目９番21―603号
破産者　伊藤　恵一
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１７号
神奈川県綾瀬市深谷中３丁目７番５号
破産者　鈴木　正美
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市加治木町朝日町15番地２
破産者　野元　　暢
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
山形県鶴岡市文下字村ノ内109番地
破産者　佐藤　　實
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部